

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号					
手続名	危険物等の荷役の許可			根拠条項	第5条第2項					
審査基準	次の各号の要件を満たす場合において許可を与える。 1. 漁港の維持管理に支障がなく、安全性の確保ができること 2. 荷役を行う危険物等を規制する関係法律等の許可を受けていること 3. 当該漁港以外では、荷役を行う施設がない等やむを得ない理由があること									
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間	30日	目次	
							標準経過期間	日	No.	